

春日市制50周年記念ロゴデザインについて

1 春日市制50周年記念冠等取扱要項第3条の規定に基づき、ロゴデザインを次のとおり定める。

(1) デザインA



(2) デザインB



(3) デザインC



(4) デザインD



(5) デザインA



(6) デザインB



(7) デザインC



(8) デザインD



※なお、ロゴデザインの使用にあたっては「春日市制50周年記念ロゴデザイン使用ガイドライン」を遵守すること。